

経営者によりそうパートナー

みどり通信 6月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限公司 エムアイサービス

第241号 2018. 6. 5



運動不足を解消すべく、ソフトバレーボールを行いました！

皆で声を掛け合って、とても楽しいひとときでした！

CONTENTS

● ひと言、発言	仕事に追われない仕事を…	P1
● 税務	中小企業経営強化税制	P3
● 今知っておきたい相続の話	二次相続まで考えての遺産分割	P8
● 損害保険	火災保険『物件種別の判定』	P9
● IT補助金について		P11
● 生命保険	標準保障について④	P13
● 事務所からのお知らせ		P14
● 営業カレンダー		P14
● あとがき		P15

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

仕事に追われない仕事を・・・

マニヤーナの法則についてです。

以前もこのコーナーで紹介しましたが改めて書かせていただきます。

先日、ふらっと立ち寄った書店で平積みになっていた書籍『仕事に追われない仕事術：マニヤーナの法則完全版』に書かれていた法則です。

「マニヤーナ」とはスペイン語で「明日」を意味するのだとか。

一言で言うと…

『仕事を、その発生と同じ日に手がけるのは極力避ける』

その理由として、

明日まで待てないほど、緊急な仕事はない

今日届いたメール

今日発生した電話

今日受けた電話

は、いずれも「即返信」や「即対応」が望ましいところですが、それを翌目に回して種類ごとに、つまりメール、電話、書類それぞれをまとめて処理することを推奨するという意味のようです。

もちろん例外も。

クレームやトラブルが発生した場合など。

この原則を貫くことによって得られるメリットは次の通りとのこと。

- ・邪魔がほとんど入らない
- ・1日の計画が立てやすい
- ・1日の仕事量と負荷が均等する
- ・遅れの原因がすぐ分かる

そもそも仕事は、大きく次の2つにわけられるそうです。

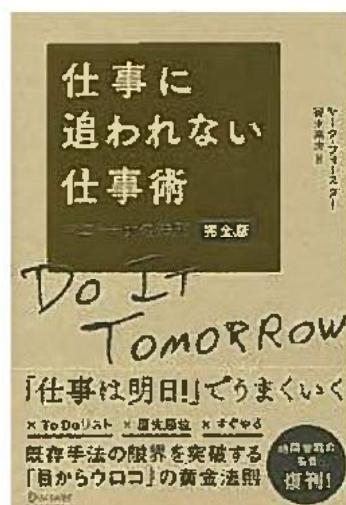
1. 前日からやろうと思っていた仕事
2. メールや書類や電話によってその日に発生した仕事

予定通りに仕事に進まない、という状況は2の仕事によって1の仕事が圧迫されることが原因といえるとのこと。

そのため、2の仕事を翌日に回すことによって、2の仕事を1の仕事に変換する…ということが理由のようです。

なるほどと思った次第。

仕事に追われないような仕事をしていきたいと思ったところです。



今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。次の内容は、6月4日のホームページ掲載のものからです。



税理士 山口 昇

中小企業経営強化税制

今回は中小企業等経営強化法に基づく税制措置についてご紹介させていただきます。

1. 制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間に内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

（1）中小企業者等とは？

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・協同組合等（中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限る）
ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。
①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

（2）指定期間とは？

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間

（3）一定の設備とは？

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（※1）（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上/14年以内） ◆ソフトウェア（※3）（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）	◆機械装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（※1）（30万円以上） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上） ◆ソフトウェア（※3）（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成することのあること（事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等	

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3 複数して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中古と同様）。

(4) 指定事業とは？

農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貨渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品販賣業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、映画業、教育、學習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

- （注1）中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。
- （注2）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。
- （注3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

2. 適用手続き

(1) A類型：生産性向上設備

生産性向上設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ① 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が
旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備（※）
※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの
要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。

対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一 の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品（※1）	全て	30万円以上	6年以内
建物附屬設備（※2）	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア（※3）	設備の稼働状況等に係る情報 収集機能及び分析・指示機能 を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3 複数して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中継と同様）。

(2) B類型：収益力強化設備

収益力強化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、
経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された
投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要があります。
(確認書取得から税制の適用を受けるまでの流れについては次ページを参照)

対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一 の取得価額)
機械装置	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品（※1）	全て	30万円以上
建物附屬設備（※2）	全て	60万円以上
ソフトウェア（※3）	全て	70万円以上

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行つ法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中古と同様）。

投資利益率の計算について

年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

「営業利益+減価償却費※1」の増加額※2

設備投資額※3

※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

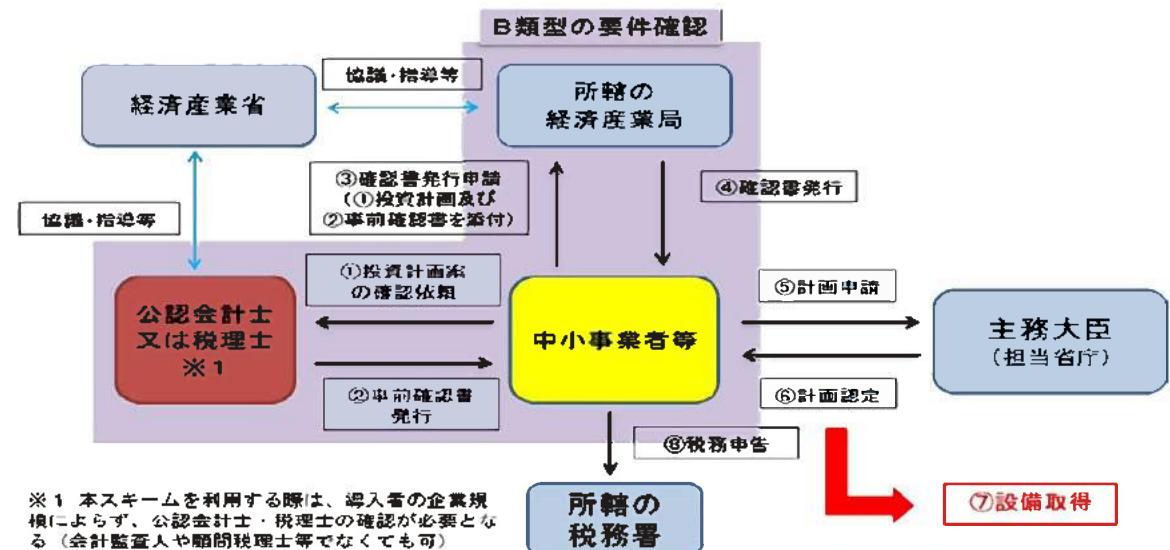
※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

投資計画の策定単位について

投資計画の策定単位は、収益力強化設備の導入の目的（二事業の生産性の向上に特に資すること）に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位が、投資計画の策定単位です。

（例）工場の生産ラインの改善投資→生産ライン単位（工場全体に効果が出る場合は工場単位）

(3) 適用手続き(中小企業経営強化税制B類型)



各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→経済産業局による認証書について）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo.html>

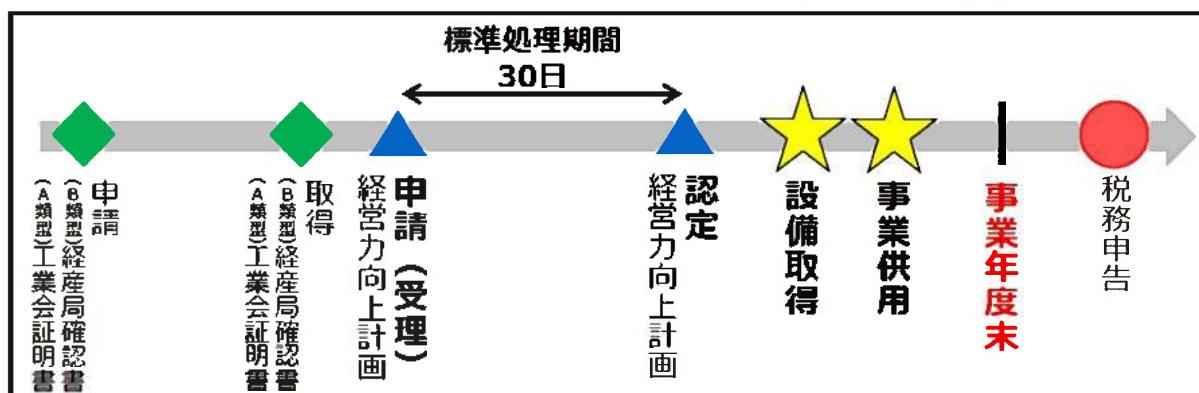
- ①・② 申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。
公認会計士又は税理士は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式2）」を発行します。
- ③・④ 申請者は、必要に応じて申請書の修正等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局（※）に、事前にご連絡（予約）をした上で、申請書の内容が分かる方が申請書をご持参・ご説明ください。
※申請書に記載のある設備の導入場所に当該申請書について説明可能な方がいるなど、特段の事情がある場合は設備の導入場所の管轄の経済産業局でも申請ができます。
経済産業局は、③のご説明を受けてから、概ね1ヶ月以内に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に認証書（様式3）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものをお渡しします。
- ⑤・⑥ 申請者は、④の確認を受けた設備について経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを申請者に交付します。
- ⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④の確認書、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。
- ⑨ ④の確認書の交付を受けた申請者は、設備の取得等をする年度の翌年度以降3年間について、当該投資計画に関する実施状況報告を、設備の取得等を行った事業年度の翌事業年度終了後4ヶ月以内に、確認書の交付を受けた経済産業局に提出する必要があります。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

(4) 設備の取得時期について(中小企業経営強化税制A・B共通)

経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、【例外】の流れをご確認下さい。

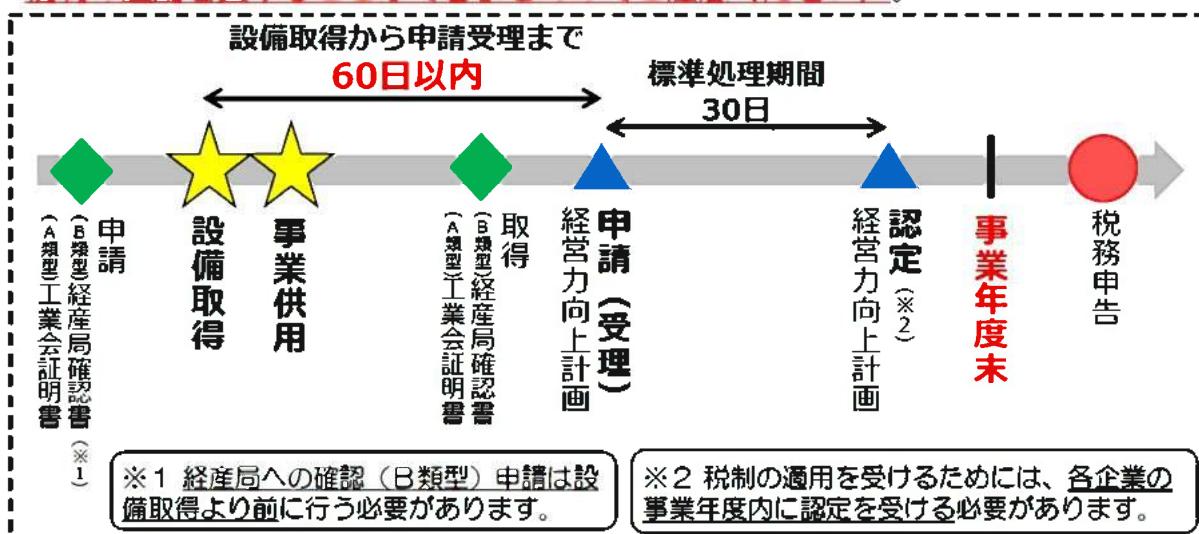
【原則】 経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



【例外】 設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、**設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります**（計画変更により設備を追加する場合も同様です）。

上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、**遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります**（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。



<吉田智哉>

今知りたい相続の話



その3『実際の相続事例②』

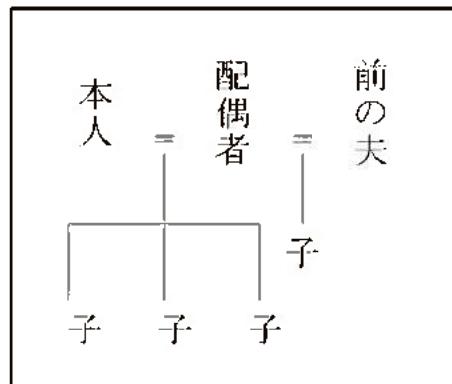
<二次相続まで考えての遺産分割>

以前、「父が亡くなったので…」ということで相談に来社いただいた相続人の事例です。

まず、

- ①法定相続人の確認
- ②相続財産の把握
- ③財産評価の実施

そして、相続税の計算と進めて行くわけですが、一番大事なのは、その遺産を相続人でどうわけるのか…です（遺言書がある場合は別ですが）。



今回は、被相続人名義のご自宅（土地・建物）は、配偶者である奥様が相続（ご主人が亡くなり、せめて今後も住み続ける家の名義だけでも配偶者である奥様の名義にしておきたいという考え方）して、残りのほとんどが家を継ぐ長男にという方向で話が進んでしました。

しかし、最後の最後で、配偶者の相続分はゼロとして子供がすべて相続することに。

その理由は、次の相続（お母様の相続が開始すると遺言があれば別ですが、その子供間で遺産分割の協議をすることとなります。）のことを見てのこと。

その、お母様の相続の際に、子供間での協議が難しくなることが懸念されたためあります（お母様の前夫との間のお子さんがいらっしゃり遺産分割協議がより難しくなることが懸念されたため）。

一般的には、今回の相続（一次相続）と、次の配偶者の相続（二次相続）の両方の相続税の合計を計算して最も有利になる分割を行うところですが、税金以上に遺産分割でのもめ事をいかに解消するかも大事な事柄の一つであるという教訓でした。

火災保険

「物件種別の判定」

火災保険では、建物の用途などにより、火災の危険度が異なることから、保険の対象を、「住宅物件」「一般物件」「工場物件」及び「倉庫物件」の4つに分類しています。物件の種別により、適用される普通保険約款や保険料率が異なります。

ここでは、主に「住宅物件」と「一般物件」についてご説明します。

●住宅物件

次の建物や家財等が住宅物件となります。

- ①単に住宅のみに使用される次の建物及びその収容動産(家財)
 - a. 独立住宅(一戸建て住宅)
 - b. 共同住宅で、各戸室のすべてが単に住宅のみに使用されているもの
- ②住宅に付属する次の建物及び屋外設備・装置
 - a. 家財のみを収容する物置、納屋等
 - b. 門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等
 - c. 自家用車専用車庫
- ③住宅敷地内の野積みの動産(家財)

●住宅物件とならないもの(一般物件)

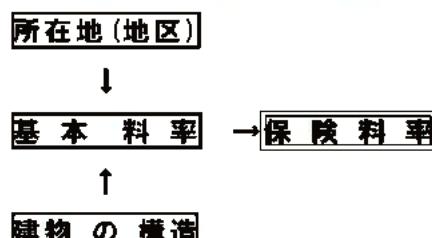
建物の一部を事務所や店舗としている併用住宅物件は、住宅物件にはなりません。

住宅物件、工場物件、倉庫物件のいずれの条件にも該当しないものは、一般物件となります。

- ①併用住宅、店舗、事務所及びこれらの付属設備または屋外設備・装置
- ②次の条件をすべて満たす工場、作業場の建物または屋外設備・装置
 - a. 動力設備 50KW未満
 - b. 電力設備 100KW未満
 - c. 作業人員 50人未満
- ③上記①、②に収容される動産(家財、設備・什器等、商品・製品等)及び野積みの動産(設備・什器等、商品・製品等)

●住宅物件と一般物件の料率適用

火災保険の基本料率は、保険の対象所在地(地区)と建物の構造によって決まります。また、保険料率は、建物と家財ごとに適用します。



住宅物件の料率を適用するのか、一般物件の料率を適用するのかを判定する上で注意を要する主なものは次の通りです。

	住宅用物件料率 を適用するもの 適用することができるもの	一般物件料率 を適用しなければならないもの
建物の用途	<ul style="list-style-type: none"> ●業務用機器などを用いずに、事務・企画・ソフト開発の業務を行っている住宅 ●稽古事(長唄、琴、ピアノ、生花、茶道、裁縫など)や治療(はり、灸、マッサージなど)を内職程度に行っている住宅 ●農家や漁業者の住宅で、その住宅内で通常行われる程度の作業を営むもの <ul style="list-style-type: none"> ●季節的に住居として使用される建物(別荘など)で、常時家財が備えられているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●弁護士、税理士、代理店などの事務所兼用の住宅や使用人がいる住宅 ●神社の社務所、寺院の本堂及び坊、医師の診療所、行政書士事務所などに使用される住宅 ●養蚕やその副業を行っている別棟 <ul style="list-style-type: none"> ●空家(住宅、店舗を問いません) ●家財を備えていない別荘
付属設備	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅付属設備の家財のみを収容する物置、納屋 ●住宅付属の屋外設備・装置(門、堀、垣、タンクなど) ●住宅付属の自家用車専用車庫 	<ul style="list-style-type: none"> ●併用住宅付属の物置、納屋(家財のみを収容する場合も含みます) ●併用住宅付属の屋外設備・装置(門、堀、垣、タンクなど) ●併用住宅付属の車庫(自家用車専用車庫も含みます)
工事中の建物	<ul style="list-style-type: none"> ●新築中の住宅で工事完成後は住宅物件になるものを保険期間1年以上で契約する場合 ●住宅物件として保険期間1年以上で契約中のものに、建築工事(新築、改築、修繕等)が行われる場合で、工事完成後も住宅物件となるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●新築中の建物を保険期間1年未満で契約する場合 ●保険期間の如何を問わず、工事完成後はM構造またはT構造の共同住宅となる新築中の建物

※構造級別

住宅物件	M構造	T構造	H構造
一般物件	1級	2級	3級
防災上の性能	高い ←		→ 低い
保険料率	低い ←		→ 高い

担当 星野 千香子

会社の「仕組み作り」 IT活用による合理化 当事務所にお任せください！

check

＼ こんなお悩みございませんか？ ／

- 売上が伸びてきたが、**マンパワー不足**で社内の仕組作りが追い付いていない
- 社長も経理に従事している。現場を飛び回っているため会社に戻る時間がもったいない。**遠隔地でも入力・確認**できるようにしたい
- 経営陣・経理担当者の**残業時間を減らしたい**
- 営業時間終了後に行う売上集計に時間がかかり**帰りが遅くなっている**
- 今の**経理担当者がいなくなる（退職・休職）**と経理業務が滞り困る。**誰にでもすぐ引き継げる仕組み作り**をしたい。
- システム間の連動（業務・給与・会計等）ができておらず、**二度手間**になっている。システムを連動させて手間を省きたい

貴社の仕組作りを徹底的にご支援します！

1. ヒアリングによる現状・課題の把握、ニーズの洗い出し

専門スタッフが貴社に訪問し、現状の社内体制をヒアリングし、業務フロー図を作成の上課題の整理を行います。

2. 解決策・実行方法の検討、システム等のご提案

ヒアリングした内容を元に、解決方法と一緒に検討します。システムで解決できる場合はシステムのご紹介をいたします。



3. 改善策の運用支援、アフターフォロー

改善策実施後のアフターフォローもしっかり行います。システムを導入した場合の運用支援もお任せください。

IT導入補助金を使って新規導入費用を抑えることができます！現状分析、課題のヒアリングから申請のご支援まで実施します。ぜひご相談ください。

● もっと生産性を向上したいとおも
TKCシステムの
新規導入コストが
1/2に!
平成29年度補正予算
IT導入補助金
6月中旬
予定

以下に1つでも該当する場合は まずはヒアリング分析を受けてみませんか？



- 営業力があり売上は伸びてきているが、マンパワー不足のため、**社内の仕組み作りが追い付いていない**（社内ルール作成をお手伝いしたほうがよいところ）
- 経営者の世代交代が予定されており、**次期社長はIT化・業務の合理化への関心が高い**
- 従業員数が少ないため経営者自身も経理業務に従事している。**経営者自身がITに対する関心が高くITを使って合理的な仕組みを構築したいと思っている
- 売上は伸びているが利益が出ない。**利益率の異なる商品やサービスの業績管理を行いたい。**
- 経営陣・経理担当者の残業時間が多く、**残業時間を減らしたい**と思っている
- 営業終了後に行う**売上集計に時間がかかる**り、帰るのが遅くなるのをどうにかしたい
- 経理担当者又は経営陣が遠隔地でも入力・確認できるようにして**時間を効率的に使いたい**
- 経営者が常に現場に飛び回っているため経理をするまたは決済承認のために**会社に戻る時間がない**
- 新たに別の地域に拠点を持つので、その拠点でも経理事務を行いたい。
- 銀行に提出する**試算表を早く出したい**が、経理に時間がかかっているため、試算表提出に時間がかかっている
- 今の経理担当者から別の経理担当者になった際に**引き継ぎに困らないようにしたい**
(例：過去急に退職・休職し業務が滞った、次期経理担当に引継ぎしないといけない)
- 経理責任者が**経理内容等の二重チェック**をしており、その確認作業に時間がかかっている。
- 業務管理システムや給与システムに入力した内容を会計システムに二度打ちしている。
会計システム入力のための手書き資料やExcel集計表を作っている
- 業務管理システムの導入を繰り返しているが、結局**運用が軌道に乗らずシステム同士の連動もできていない**
- 導入したシステム（生産管理・原価管理）の運用が軌道に乗り始めたので、次のステップとして**会計とも連携がしたい**
- 会計事務所に毎月の**社内会議用資料の作成を代行**してもらっている。できるだけ早くほしい。

今回のテーマ

標準保障について④

●退職慰労金・弔慰金対策資金



役員の勇退時には退職金、死亡時には退職金に併せて弔慰金が発生します。

金額が高額となるため、企業にとっては、充分な準備がない場合には大きな負担が発生することになります。

また、役員個人を考えた場合にも、勇退時には老後生活資金として、死亡時には遺族の生活資金として準備しておかなければならぬ資金です。

特に、死亡退職金は不意に発生するものです。遺族のためにも「保険に加入さえしていれば、ある程度の生活はカバーできただろうに…」と後悔しない準備をしておきたいものです。



退職金といっても計算条件はたくさんあります。

- ①役員報酬月額
 - ②役員になってからの在任年数
 - ③功績倍数
 - ④功労加算割合
 - ⑤弔慰金月数
- などです。

税務上の損金になる金額も異なってきます。金額が大きくなりうることもありますので、注意が必要です。

担当：堀内 勇一

◆◇ 事務所からの お知らせ ◇◆



- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

- 相続セミナー&事業承継税制セミナー 7月10日(火)
相続セミナー 13:30~15:00
事業承継税制セミナー 15:30~17:00
※詳細は同封のチラシをご覧ください。

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

6月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

7月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



あとがき

今事務所では、いつも以上に書類の整理に力を注いでいます。事務機器のメーカーさんのご意見も伺つたり試行錯誤の繰り返しになります。

まずは、いる、いらないを区別し不要な物は捨てる。次に、必要な物は便利なグッズを活用し、分かりやすく取り出しやすい状態で収納する。また、その状態が保てるよう定期的に物や場所の見直しをする。といったところでしょうか。

なんて、口では簡単に言えるのですが、整理整頓が苦手な自分には難しく、悩ましいところです。やつていてる時間が楽しく感じられるように工夫したり、達成した時のご褒美を考えながらがんばってみようと思います。

鶴巻 博子

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp